

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険税及び国民健康保険給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀市は、国民健康保険税及び国民健康保険給付事務において特定個人情報ファイルを取扱うことが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識するとともに、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行うことで、常に個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県佐賀市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税及び国民健康保険給付事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認事務」という。) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項に規定する公的給付の支給等のうち、次に掲げる事務及び同法第9条に規定する公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ①国民健康保険税の還付に関する事務 ②国民健康保険の給付に関する事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル ・国保情報集約システム資格情報(個人)ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第9条第1項 別表第1第16項、第30項、第101項</p> <p><オンライン資格確認事務> ・番号法第9条第1項 別表第1、第16項、第30項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第19条第8号 別表第2</p> <p>【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項、第121項</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第12項、第15項、第16項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項、第121項</p> <p><オンライン資格確認事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	佐賀市保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐賀市総務部総務法制度課

明細	佐賀市保健福祉部保険年金課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐賀市保健福祉部保険年金課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	IIしきい値判断項目	平成27年3月1日 時点	平成28年9月30日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	保険年金課長 福田 康則	保険年金課長 大串 賢一	事後	
平成30年1月1日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・高額システム ・国保総合システム ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー 	事後	
平成30年10月31日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム 	事後	
平成30年10月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	<ul style="list-style-type: none"> ・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・SHIPS国保システムDBファイル ・滞納整理支援システムDBファイル ・国保情報集約システム資格情報(個人)ファイル 	事後	
令和1年10月31日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第12項、第15項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項	事後	
令和1年10月31日	IIしきい値判断項目	平成30年10月31日 時点	令和1年10月31日 時点	事後	
令和2年3月18日	I-1-②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。) 	事前	
令和2年3月18日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市基幹行政システム(国民健康保険税システム) ・滞納整理支援システム ・佐賀市基幹行政システム(統合宛名システム) ・国保総合システム ・中間サーバー ・国保情報集約システム ・医療保険者等向け中間サーバー等 	事前	
令和2年3月18日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第30項	<国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第9条第1項 別表第1第30項 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法第9条第1項 別表第1第30項 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年3月18日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項	<国民健康保険税・給付に関する事務> 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報照会の根拠】 ・第42項、第43項、第44項、第45項 【別表第2における情報提供の根拠】 ・第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第12項、第15項、第17項、第22項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第46項、第58項、第62項、第78項、第80項、第87項、第88項、第93項、第97項、第106項、第109項、第120項 <オンライン資格確認の準備事務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年11月18日	IIしきい値判断項目	令和1年10月31日 時点	令和2年10月31日 時点	事後	
令和3年11月12日	I-1-②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備事務」という。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税の賦課・徴収・還付・減免に関する事務 ・国民健康保険の給付に関する事務 ・オンライン資格確認システムに係る資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認事務」という。) 	事後	

